

なにが変わるの？

国民健康保険税について

令和7年度まで本市の国民健康保険税は3つの区分の合計となっていました。子ども・子育て支援金制度の新設により、令和8年度からは次の図のとおり、4つの区分になります。

令和7年度まで		令和8年度から
医療保険分	・・・本人や家族の医療費	医療保険分
後期高齢者支援分	・・・後期高齢者を支えるための費用	後期高齢者支援分
介護保険分	・・・介護を受けている人を支えるための費用	介護保険分
	子どもや子育て世帯を支えるための費用・・・	子ども・子育て支援分

<税率など>

内訳	所得割税率	均等割額	18歳以上均等割額	平等割額	限度額
医療保険分	8.2%	20,000円	—	21,500円	670,000円
後期高齢者支援分	2.8%	7,000円	—	6,500円	260,000円
介護保険分	3.0%	9,300円	—	5,300円	170,000円
子ども・子育て支援分	0.28%	1,200円	110円	800円	30,000円

※ 18歳以下（高校生年代まで）の子ども・子育て支援分における均等割額は全額軽減され、軽減された均等割相当分については「18歳以上均等割」として、18歳以上（高校生年代より上の世代）の被保険者に課税されます。

後期高齢者医療保険料について

令和8年度から子ども子育て支援金分が新設されます。また、後期高齢者医療では、被保険者の皆様の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率（医療分）の見直しをすることになっています。令和8・9年度の保険料は次の表のとおりです。

内訳	所得割率	均等割額	限度額	
医療分	現行	11.72%	59,900円	800,000円
	改定後	11.72%	69,800円	850,000円
子ども・子育て支援分	0.25%	1,400円	21,000円	

■問い合わせ先：

- 子ども・子育て支援金制度に関すること [☎健康長寿課 健康増進グループ](#) TEL 472-1111（内線 250・253）
- 保険税・保険料に関すること [☎税務課 課税グループ](#) TEL 472-1111（内線 205・208）

TOPIC

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました

全国的に少子化と人口減少が進み、日本社会全体にとって重要な課題となっています。この課題解決に向け、令和6年に関連法が改正され、令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が施行されました。この制度は、医療保険を通じて全世代・企業から支援金を拠出し、子育て世帯への給付等拡充により社会全体で子どもや子育て世帯を支える仕組みです。児童手当の拡充など6つの子育て支援事業に活用されます。市では国民健康保険税や後期高齢者医療保険料とともに徴収します。

◆ 拡充される給付など

- ・児童手当の拡充
- ・育児時短就業給付
- ・育児期間中の国民年金保険料免除
- ・妊婦のための支援給付
- ・出生後休業支援給付
- ・こども誰でも通園制度

◆ 子ども・子育て支援金制度 Q&A（こども家庭庁リーフレットなどより抜粋）

Q なぜ独身世帯や高齢者も支払う必要があるのでしょうか？

A 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

こども家庭庁ホームページ

「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式 note

「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」



国民健康保険医療費状況（令和8年2月分）

医療費総額	248,168,675円	医療費1人当たりの負担内訳	
国保加入者数（1月末）	6,657人	市（国保）負担額	32,531円 （全体の約87.3%）
1人当たりの医療費 （医療費総額／国保加入者数）	37,279円 （前年同月比2.12%増）	個人負担額	4,748円